

スポーツ安全保険[®]のあらまし

スポーツ安全保険は、誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動(社会教育活動)に参加できるようするため、(公財)スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(P.8参照)との間で保険契約を締結しています。



公益財団法人 スポーツ安全協会

■加入の対象となる団体・グループ

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う4名以上のアマチュアの団体・グループ(以下「団体」と表記)がご加入になれます。



スポーツ活動



文化活動



ボランティア活動

○ご加入いただける団体の例: スポーツ少年団、野球チーム、ママさんバーチーム、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、企業・大学のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、ボランティアサークル、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、青年団、PTA、一定の資格のある指導者の団体などがご加入いただけます。

✗ 家族だけでの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

■3つの補償を完備 加入手続きをした団体の構成員を被保険者(P.5 各種解説①参照)として以下の補償が付帯されています。



傷害保険

急激で偶然な外因により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償
※熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒も対象



賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償



突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



■補償対象となる事故の範囲

○ 加入手続きをした団体の活動に関する、日本国内での次の事故が補償の対象となります。

団体での活動中 : 団体の管理下における団体活動中の事故

往復中 : 団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、傷害保険の熱中症および細菌性・ウィルス性食中毒、突然死葬祭費用保険の補償は「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。

(注1)「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.5 各種解説②③をご覧ください。

(注2)自動車運転中の事故は賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

✗ 学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外 学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所(以下「学校」と表記)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。

✗ 次にあげるものは「団体の管理下における団体活動」とはならず対象外

● 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.5各種解説②の要件を満たさない場合

(例1)ソフトボールの団体で加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合

(例2)自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合

●個人的な活動を兼ねてハイキングの下見に行く場合 ●個人でスキーに出かけた場合 など

